

20年度重点事業

1 既存の中小企業組合の支援強化

① 中小企業組合に対する経営環境に対応した支援

中小企業組合は、社会・経済環境の変化に伴い、組合員企業の多様化、世代交代等により、共同事業のニーズも様々に変化しています。中小企業組合は、常に経営環境の変化に対応して既存事業や運営体制を見直し、組合員企業の経営革新、効率化等を進める事業活動を展開し、競争力強化に寄与していくことが求められています。

このため本会は、組合支援活動の中核をなす巡回指導を通じて、組合等の現状把握を徹底するとともに、個々の組合に対して新たな事業展開や新分野進出等の活性化策、事業再構築、情報通信技術活用、新事業等の提案、支援、指導を行っていくこととします。

② 中小企業の公正な競争環境実現のための支援

昨年、中小企業庁において、「下請適正取引等のガイドライン」(素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告の7業種)が策定・公表されました。また、国土交通省においては、「建設業法遵守ガイドライン」が策定・公表されたところであり、さらに、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の策定作業が進められております。国においては、これらの普及啓発のための説明会を全国各地できめ細かく開催し、取引の改善を目指すこととしており、中央会としても、積極的に当該事業の推進に協力し、中小企業の公正な競争環境を実現するための取り組みを支援していくこととします。

また、独占禁止法の改正法案が提出され、課徴金の適用対象範囲が拡大される予定ですが、独占禁止法違反が疑われるような優越的地位の濫用などの行為に対して、中小企業が「団体協約(組合協約)締結事業」を積極的に活用して中小企業の公正な競争環境を実現するための取り組みを支援していくこととします。

③ 改正組合法の周知と中小企業組合支援

「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による中小企業等組合法の改正」、「平成18年度通常国会に提出された中小企業等協同組合等の一部を改正する法律」と数次に亘り組合法の改正がなされ、平成19年度は改正組合法普及円滑化対策研修会を開催し、その周知を図ったところであります。

平成20年度においても、改正組合法等に沿った中小企業組合の運営体制の整備に向けて、傘下中小企業組合への改正組合法等の更なる周知を行うとともに、改正に伴う定款変更等の運営面における支援、指導を迅速かつ徹底して行うこととします。

2 新たな組織化の推進

① 新規組合の設立促進

中小企業が新規事業へ取り組むにあたっては、全ての経営資源を単独でまかなうことは難しく、中小企業組合を通じて他企業との連携により外部経営資源を活用することが有効であります。地域経済の活性化が叫ばれる中、協同による経営資源の相互補完機能、経営基盤強化機能等を有する中小企業組合に対するニーズは依然として高いものがあります。

このため本会は、中小企業組合がもつメリット、地域経済に果たす役割等についてさらにPRを行うとともに、新たな組織化の